

大田市中小企業者等物価高騰対策省エネ支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電力・ガス等の価格高騰対策として、中小企業者等が行うエネルギーコストの削減に資する取組を支援することを目的に、予算の範囲内において 大田市中小企業者等物価高騰対策省エネ支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、大田市補助金等交付規則（平成 17 年大田市規則第 45 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 中小企業者等 中小企業者、事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合及び特定非営利活動法人をいう。
- (3) 小規模事業者 中小企業者等のうち、従業員数が 20 人以下の事業者をいう。
- (4) 新型コロナウイルス感染症関連融資 新型コロナウイルス感染症に係る都道府県制度融資又は政府系金融機関の融資をいう。
- (5) 県補助金 島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金又は島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金をいう。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、次の各号の全てに該当する中小企業者等とする。

- (1) 市内に事業所又は店舗を有すること。
- (2) 申請日時点で市税等の滞納がないこと。
- (3) 県補助金の交付額の確定を受けていること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に属する事業を行っている、又は新事業展開等として同事業を行う者でないこと。
- (5) 大田市暴力団排除条例(平成 24 年大田市条例第 1 号)第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助の対象等)

第4条 補助対象経費は、県補助金の交付額の確定を受けた事業のうち市内の事業所で実施した事業に要した経費とし、補助事業者の区分並びに補助率及び補助限度額は別表のとおりとする。

2 補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、大田市中小企業者等物価高騰対策省エネ支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 県補助金の交付額の確定通知書の写し
- (2) 県補助金の実績報告書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、1事業者につき1回とする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは補助金の交付決定を行い、大田市中小企業者等物価高騰対策省エネ支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の確定及び交付)

第7条 補助金は、前条の市長の交付決定をもって、その確定とみなす。

この場合において、規則第14条第2項の規定による補助金等交付請求書の提出を省略し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助対象事業に係る県補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) その他市長が不相当と認める行為があったとき。

(返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、当該取消しに係る補助金に関し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(財産処分の制限)

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者が前項に規定する市長の承認を得ようとする場合は、大田市中小企業者等物価高騰対策省エネ支援補助金財産処分承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

3 補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、市長はその収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

4 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(事業の状況調査)

第 11 条 市長は、補助事業者に対し、補助事業の状況調査を行うことができ、補助事業者はこれに協力しなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 8 条から第 11 条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 (第 4 条関係)

補助事業者の区分

対象となる補助金	補助事業者の区分	補助率	限度額
島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金	中小企業者	県補助金の確定額の 1 / 2 以内	180 万円
	小規模事業者	県補助金の確定額の 1 / 4 以内	
島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金	中小企業者等	県補助金の確定額の 1 / 2 以内	75 万円
	新型コロナウイルス感染症関連融資を利用している中小企業者等	県補助金の確定額の 1 / 4 以内	

※補助対象経費は、市内の事業所で実施した事業に要した経費とする。

年 月 日

大田市長 様

申請者 住所(所在地)
 団体等の名称
 代表者職氏名
 電話番号

大田市中小企業者等物価高騰対策省エネ支援補助金交付申請書

大田市中小企業者等物価高騰対策省エネ支援補助金交付要綱第5条の規定に基づき、以下のとおり申請します。なお、以下に記載した事項については事実と相違ありません。

補助対象 事業場	住所又は所在地	〒
	名称	
県補助金	県補助金の名称 ※いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減 対策緊急支援事業補助金 <input type="checkbox"/> 島根県飲食・商業・サービス業等エネルギー コスト削減対策緊急支援事業補助金
	交付額確定通知書の 番号及び日付	指令 第 号 令和 年 月 日
	県補助金の確定額	円
	県補助金の補助率 ※いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 1 / 2 以内 <input type="checkbox"/> 2 / 3 以内
	県補助金の対象経費	円
	事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
市補助金	申請額	円

【同意事項（□にチェックをつけること）】

市が市税等の納付状況の確認を行うことについて同意します。

※個人事業主の場合は、市税納税状況の確認のため、住民票上の住所を記載してください。

住所

【振込先情報】

金融機関コード		店舗コード	
銀行 金庫 組合		本店 支店 出張所	
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
口座番号	※ 口座番号は右詰めで記入してください。		
フリガナ			
口座名義			

(裏面)

私は、「大田市中心小企業者等物価高騰対策省エネ支援補助金」(以下「補助金」という)の交付申請をするにあたり、以下の内容について誓約します。

補助金支払後、申請内容や補助事業の実施内容に虚偽や不正等が発覚した場合は、補助金を返還します。

No	誓約項目
1	申請に際しては、補助金申請の手引きをよく読み、制度の趣旨や手続き内容を理解しました。
2	市長の指名する者が、「島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金」又は「島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金」の事務局等に対し、補助事業の状況等といった申請者情報の確認をとることに同意します。
3	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を現在実施しておりません。また、補助事業で実施しておりません。
4	大田市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
5	補助金の収支に関する帳簿、領収書等関係書類等を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管します。
6	補助金に関し、大田市から調査・検査・報告等の求めがあった場合は、速やかにかつ誠実にこれに応じます。
7	補助金交付要綱及びその他関係法令に規定される事項を遵守します。
8	提出書類の内容に虚偽はなく、その他不正な手段による申請ではありません。また、「補助金受給後の虚偽・不正」、「島根県ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金又は島根県飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合」等、交付決定の取消事由に該当した時は、大田市に対して補助金を返還します。

【署名欄】

法人名・屋号等

代表者の職・氏名

第 号
年 月 日

様

大田市長

大田市中小企業者等物価高騰対策省エネ支援補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

補助年度	年度	補助事業の名称	大田市中小企業者等物価高騰対策省エネ支援事業
補助対象金額			
交付金額			
補助の条件		<ol style="list-style-type: none"> 1 交付の目的以外に使用しないでください。 2 補助事業により取得し、又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品その他の財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 条）で定めている耐用年数を経過するまでは、市長の承認を受けた上で処分してください。 3 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあります。 4 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ってください。 5 経費の収支を明らかにした書類、帳簿を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておいてください。 6 上記の条件により付した条件、交付要綱その他関係法令に基づく市長の処分又は指示に違反した場合は、この補助金の全部又は一部を市長へ納付させることがあります。 	

上記の交付決定に不服のある場合は、この通知書受領の日から 7 日以内に文書で申し出てください。

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

大田市長 様

住所又は所在地
団体等の名称
代表者職氏名

年度 大田市中小企業者等物価高騰対策省エネ支援補助金財産処分承認申請書

大田市中小企業者等物価高騰対策省エネ支援補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 処分の内容

①処分する財産名等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2. 処分理由